

気高町総合支所整備事業について

1. 経過等

総合支所は、行政サービスの場・地域の防災拠点として重要な施設ですが、気高町総合支所本庁舎は、平成 28 年 6 月 29 日に発生した火災によって、窓口機能を失いました。

7 月 1 日には、被災しなかった第 2 庁舎と農業者トレーニングセンターを使用して、業務を再開しましたが、仮復旧であり利用者（市民）に大きな負担をかけており、一日も早い支所の整備に向けて取り組むこととします。

整備事業は、工期中の市民サービスの低下や周辺環境への影響を最小限にすること、工期短縮や安全確保、経済性向上等を勘案する必要があります。

近年、施設整備の技術が進歩し、多様化が進んでいることから、『設計・施工一括発注』により、民間の優れた技術提案を求める公募型プロポーザル方式で事業者選定を行います。

2. 事業概要

事業内容は、次の①～④のとおりとし、4つの工事をまとめて一事業として、一括発注します。

①支所増築工事

- ・窓口・執務スペース、災害対策室、宿直室などに必要となる面積を増築
- ・防災対策機能の整備（耐震安全性Ⅱ・A・甲類、自家発電機・受水槽の設置）
- ・庁舎の嵩上げ（浸水対策）に伴う、スロープ等の整備

②第 2 庁舎改修工事（H 6 築、S 造 2 階建、562 m²）

- ・外壁改修、間仕切り変更等

③現本庁舎解体工事（R C 造 3 階建、1,419 m²）

- ・現本庁舎と併せて機械室、受水槽等を解体

④外構工事

- ・駐車場の整備

3. 設計・施工一括発注方式を導入する狙い

①工期短縮

②民間ノウハウ・アイデア等による施設機能の向上

4. 本事業の設計理念・整備指針等

①可能な限りの工期短縮

一日でも早い行政サービスの提供及び防災拠点の確保に向けた支所整備の実現を図る。

②安全で誰もが利用しやすい庁舎

全ての人が使いやすく、移動しやすいように配慮された施設（ユニバーサルデザイン）とする。また、工事期間中において、来庁者及び職員の安全を確保する。

③機能的な執務空間

行政需要の変化や組織体制の変更等に柔軟に対応できる機能的な執務空間等とする。

④簡素で効率的、経済的な庁舎

利用者の利便性、事務の効率性を重視するとともに、維持修繕や清掃などの管理が容易に行え、かつ長期的な維持管理費の低減が図られるよう配慮する。

⑤省資源・省エネルギー

照明や空調などについては節電が可能な設備機器を導入する、換気や採光等についても工夫するなど、ランニングコストの低減を図る。また、省資源化に配慮した施設の整備を行う。

⑥庁舎の安全性

大規模な地震などの災害時にも行政機能を維持できるように、建物自体の耐震性能や防火、防犯などの対策に加えて、自家発電システムでバックアップ機能の強化を図る。また、増築部は浸水対策として第2庁舎の1階床高さと同じレベルとする。

⑦庁舎の配置等

庁舎の配置については、増築部と第2庁舎との併用を見据えた動線の効率性に配慮するとともに、周辺環境との調和や交通環境（工事車両の通行（経路）や駐車場の確保等）へ配慮する。また、仮設庁舎を設けずに現在の第2庁舎機能を維持しながら本事業を行う。

5. 事業者選定

契約者（発注先）の選考は、審査委員会においてプロポーザル方式による審査を実施し、最優秀提案者等を決定します。

6. 経過及び今後のスケジュール

H28年	10月18日	第6回地域振興会議において協議、整備方針等の確認
	11月25日	臨時議会において関連予算の提案及び議決
	12月 2日	募集要項等の公表、参加者の募集開始
	12月21日	参加表明書の受付締切
	12月22日	1月号支所だよりにおいて情報掲載
H29年	1月25日	技術提案書の受付締切
	2月 7日	ヒアリング（審査委員会）の開催
	2月上旬	最優秀提案者等の決定、公表
	2月中旬	工事請負仮契約締結
	3月	工事請負本契約締結

※全体工期 契約締結の日から最長で平成30年12月20日まで